

# 山口県報

平成24年  
9月18日  
(火曜日)

## 目 次

○告示	管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....	一
	管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)	一
	保安林予定森林(山口市)(森林整備課).....	一
	指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....	二
○公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請(三件)(県民生活課).....	三
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(六件)(県民生活課).....	四
	土地改良区役員の出届(農村整備課).....	六
○選管告示	直接請求に必要な有権者の数.....	七
○雑報	県報の正誤(平成二十四年七月三十一日山口県告示第三百二号).....	七

## 山口県告示第三百六十二号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十四年九月十八日

一 講習会の主催者

山口県知事 山本 繁太郎



## 山口県告示第三百六十三号

美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十四年九月十八日

一 講習会の主催者

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

平成二十五年二月十八日(月曜日)から同年三月四日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万八千円

山口県知事 山本 繁太郎

## 山口県告示第三百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十四年九月十八日

一 保安林予定森林の所在場所

山口県知事 山本 繁太郎

山口市徳地三谷字台道向一〇一の一、一〇二の四、一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六、字夜討ヶ原日平一〇五三の一、字的場一〇五八、字大迫一〇六〇から一〇六二まで、一〇六四、一〇六六、一〇六八、一〇六九、一〇七一、字迫一〇七四、一〇七五、字夜打ヶ原日平一三三四の三、字下一一八七、字夜討ヶ原一三九四、字梶畑下二四八七の一から二四八七の四まで、二四八八、二七六七の一、二七六七の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地三谷字松尾一〇七七、一〇七八の一、字石ヶ藪一〇九一、一〇九三、字桃木向一〇九六、一〇九七の一、一〇九七の二、字桃木陰三三四一、三三四二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口

市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市本郷町本郷字千代佐六〇五の一、六〇五の二、一三三二一、一三三二二、一三三八五、字前大迫六〇六、六一〇、六一一、字利元六四〇、六四二、六四三の一から六四三の三まで、六四五、六四七、六四八の二、一三三二〇、字大隅三三一九、字穂田川二三三四、一三三三五、字方典川二三二七、字中尾二三六八、二三六九、字古屋ヶ迫二三七〇、美川町南桑字深切二〇一一、二〇一三、二〇一四の二、二〇二七、二〇二九、二〇三〇、二〇三五、二〇三六、二〇三八の二、美和町下畑字深切二五二六、二五二七、二八八八

周南市大字須々万興字下助一九四一の一、一九四一の四、一九四一の五、字平瀬二八三〇の一、二八三〇の二七、字下助下三七四一の一、三七四二、三七四三の一、三七四四から三七五〇まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市仁保下郷字崩三七〇の二から三七〇の一四まで、三七〇の一九、三七〇の二二、三七〇の九一、三七〇の九二、字渡樋河内三七五の一一、三七五の一二、三七五の八四、三七五の九一、三七五の九三、三七五の九四、三七五の九七、三七五の〇〇

岩国市叶木字塔ヶ森一三五、一三七、一三八の一、一五〇から一五二まで、一六一の二

周南市大字大潮字屋敷六〇一の一・六〇一の二・六〇一の四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、大字須万字小ヤケ一六二、字生第一一六四(次の図に示す部分に限る。)、一一六五、字木屋浴一六六、字小やノ浴一六七、字木屋ノ浴一六八、三五一〇、三五一四から三五一七まで、三五三〇から三五四三まで、三五四四(次の図に示す部分に限る。)、三五四五、三五四七、三五六三、三五六四、字木屋ケ浴一七二・一七四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字小やけ一七八

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次森林については、主伐は、択伐による。  
岩国市叶木字塔ヶ森一三五、一三七、一三八の一、一五〇から一五二まで、一六一の二
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(四四一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 シンシア会  
代表者の氏名 河内 文字  
主たる事務所の所在地 周南市若草町五番一―号

三 定款に記載された目的

県民及び一般市民の方々に対して、講演や文化セミナー・ボランティア活動を通して地域社会への貢献に関する事業を行い、健全で安全な社会の実現と住みよい地域環境づくりに寄与すること。

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 キセキ  
代表者の氏名 徳本 武司  
主たる事務所の所在地 光市中央五丁目一番二―号

三 定款に記載された目的

病気や交通事故などにより脳に障害を受け、地域生活や社会生活が困難となった、高次脳機能障害を中心とする心身障害者に対する理解を深め、広く一般市民に啓発し、専門的な評価やリハビリテーション、ケア・看護技術の向上、就労支援や就職後

のアフターフォロー及び地域福祉の充実を図り、当事者とその家族が地域の中で、希望を持ちながら安心して暮らせるまちづくりを推進し、社会福祉の向上に寄与すること。

(四四二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 まちづくりNET深川

代表者の氏名 林 義高

主たる事務所の所在地 長門市東深川二二九〇番地

三 定款に記載された目的

深川地区に居住する住民に対して、地域福祉の増進、子育て支援、地域振興等に関する事業を行い、豊かで活力のある魅力あふれるまちづくりに寄与すること。

(四四三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 いぶき

代表者の氏名 道越 武博

主たる事務所の所在地 周南市新清光台四丁目九番七号

三 定款に記載された目的

地域で暮らす障がいのある方が生き生きと暮らしていくため、加工品製作の就労支援を行い共に就労することで心身の安定を図り、また中山間地域で暮らす方と交流を通して町の活性化を図ること。

(四四四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年十月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人IKACHI国際舞台芸術祭

代表者の氏名 久保田修治

主たる事務所の所在地 柳井市大字伊陸四六五番地の一

(四四五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人きらら山口福祉の会  
代 表 者 の 氏 名 神農 富子  
主たる事務所の所在地 山口市秋穂二島三二七番地の四四

(四四六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年十月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県秋県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人ゆや棚田景観保存会  
代 表 者 の 氏 名 村岡富士夫  
主たる事務所の所在地 長門市油谷津黄九八一番地の四

(四四七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人周南障害者・高齢者支援センター  
代 表 者 の 氏 名 上坂 道麿  
主たる事務所の所在地 周南市新田一丁目一五番三号

(四四八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人あさひ苑  
代 表 者 の 氏 名 中田 伴照  
主たる事務所の所在地 岩国市旭町三丁目四番一五号

(四四九) 申請のあった年月日

平成二十四年八月二十二日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人テンドーハートDonMin  
代 表 者 の 氏 名 西本勢津子  
主たる事務所の所在地 岩国市平田六丁目二三番二一号

(四四九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年十月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ふれあいステーション蓮華  
 代表者の氏名 兼田 康史  
 主たる事務所の所在地 岩国市周東町下久原一五六八番地

(四五〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十四年九月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
下関市豊浦町土地改良区	監事	森村 和明	大字室津下八五一
	理事	新田 幸久	大字涌田後地七〇五
		門杉 孝敏	大字吉永一八七
		増田 忠男	大字黒井五〇四
		上部 捷宣	大字厚母郷五七二
		森中 競	大字川棚六六〇
		池田 六郎	大字川棚六六〇 四七五七

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
下関市豊浦町土地改良区	監事	金子 完治	大字室津下八五一
	理事	戸島 通裕	大字涌田後地七〇五
		藤本 久雄	大字吉永一八七
		繁岡 明平	大字黒井五〇四
		高木 節生	大字厚母郷五七二
		福永 晋	大字川棚六六〇
		梶山 信幸	大字川棚六六〇 四七五七
		矢田部和男	大字室津下八五一
		藤本 正三	大字涌田後地七〇五
		磯部 次郎	大字吉永一八七
		戸島 通裕	大字涌田後地七〇五
		古川 宏展	大字室津下八五一
		上部 捷宣	大字厚母郷五七二
		崎山 治憲	大字川棚六六〇
		門杉 孝敏	大字吉永一八七
		田上 正義	大字室津上四九
		増田 忠男	大字黒井五〇四
		林 正男	大字川棚二二六二の一
		溝野 晋作	大字室津下八五一
		金子 完治	大字涌田後地七〇五
		石田 政晴	大字室津下八五一
		高田 治彦	大字川棚五二六四の三
		倉光 志明	大字室津下八五一
		井村 義昭	大字室津下八五一
		佐々岡孝玄	大字室津下八五一



山口県選挙管理委員会告示第九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十四年九月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四条第一項 地方自治法第七十五条第一項 地方自治法第七十六条第一項	二二、九五〇 二六六、二四八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 一六二 熊毛郡選挙区 一七三 下関市選挙区 二七三 宇部市選挙区 四〇四 山口市選挙区 五二五 山口市選挙区 三〇六 防府市選挙区 三〇八 萩市選挙区 二〇八 岩国市選挙区 一〇八 光市選挙区 一〇六 長門市選挙区 一〇三 柳井市選挙区 一〇四 美祢市選挙区 一〇四 周南市選挙区 一〇四 山陽小野田市選挙区 一〇八
知事の解職の請求 副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の	地方自治法第八十一条第一項 地方自治法第八十六条第一項	二六六、二四八

二六六、二四八

委員の解職の請求	
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条



正誤  
 平成二十四年七月三十一日山口県告示第三百二号（指定施業要件の変更予定保安林（岩国市））

ページ	段	行	誤	正
二	上	一四	平成九年農林水産省告示第三百一十号	平成九年農林水産省告示第三百一十号
〃	〃	一五	平成九年農林水産省告示第三百一十号（二に係るものに限る。）	平成九年農林水産省告示第三百一十号

平成二十四年九月十八日発行

発行人

山口県知事